



ラムサール特集

ワイズユースとサステイナブルユース

会員 金子 与止男 (岩手県立大学教授)

ラムサール条約の目的は、湿地の保全と賢明な利用である。ところが、公式の日本語条文には「賢明な利用」という言葉は見当たらない。英語の原文にはたしかにワイズユース(賢明な利用)という言葉がある。条約3条1項は、「締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する」となっている。日本政府は、ワイズユースを「適正な利用」と訳したのである。

では、賢明な利用とは何だろうか。条約では定義されていないことから、さまざまな解釈が成り立つ。湿地への人の立ち入りを一切排除することを賢明な利用と考える人もいるだろうし、埋め立てて田んぼを造成したり、はたまた工場を誘致したりすることを賢明な利用と考える人もいるだろう。

このような状況を受けて、1987年にカナダで開かれた締約国会議は、「賢明な利用」の定義をおこなった。それによると、湿地の賢明な利用とは、生態系の自然の特性の維持と両立しうる方法での人間のための湿地の持続可能な利用をいうとなっている。ここで新たに、もうひとつの未定義の言葉が出てきた。「持続可能な利用」である。これに該当する英語は、サステイナブルユースもしくはサステイナブルユーテライゼーションである。この会議では、持続可能な利用についても定義を行っており、「将来の世代のニーズと願望を満たす潜在能力を維持するとともに、現在の世代に最大の継続的利益を産み出すように、人間が湿地を利用すること」としている。

ラムサール条約の事務局の職務を提供している国際自然保護連合(IUCN)は、国連環境計画およびWWFと1991年に共同出版した報告書の中で「持続可能な利用」を、生物、生態系あるいはその他の再生可能な資源を再生能力の範囲内で利用する

ことと定義している。表現は異なるものの、人間が利用しても差し支えない、ただし行き過ぎた利用は好ましくないという点で、同一のことを意味している。IUCNは同書で、持続可能な利用は保全の一部でもあると述べている。

このように見てくると、ラムサール条約は、人間による利用を支援するための条約であることがわかる。別の角度から見れば、植物や魚類さらには水鳥などの湿地資源の利用を一切禁止することはラムサール条約の本旨に反することとなる。

ところで、2005年のウガンダでの会議では、「賢明な利用」とは「持続可能な発展という枠組みの中で、生態系アプローチの履行により、生態学的特徴を維持すること」と新たに定義した。生態系アプローチとは、保全と持続可能な利用を推進するため土地、水、生物を総合的に管理する取り組みである。

地域住民は湿地の恩恵を受けて生活してきた。湿地は生活のなかにあった。湿地生態系の一部でもある住民が将来にわたって湿地から恩恵を享受し続けることができるような仕組みを作り上げれば、湿地の将来は明るいだらう。そのための議論が必要だ。



KODMO ラムサール国際湿地交流 in にいがた

ワイズユースと地域住民の関わり

「ラムサール登録湿地で、住民参加がうまくいっているのはどこ?」と聞かれたとき、「佐潟」と、私は迷わず答えることにしている。

新潟市の西端、日本海沿岸の砂丘上の淡水湖、佐潟を初めて訪れたのは1989年の冬、ガイドブック「湿地への招待」(ダイヤモンド社)の取材で越後平野の湖沼めぐりをしたときで、白鳥の会の本田清さんに案内してもらった。雪をかぶった田んぼの中のなんの変哲もない小さな沼が、数年後、越後平野を代表してラムサール条約に登録されようとは、そのときは予想もしなかった。

佐潟に対する新潟市民の本気を知らされたのは、1996年11月、万代市民会館で「ラムサールシンポジウム新潟1996」を開催したときである。半年余り前に登録湿地になったばかりの佐潟の管理計画をめぐり、行政、研究者、NGO、市民が熱い議論を闘わせた。

都市公園として整備するという新潟市の方針に対し、できるだけ自然のままの保全を望む研究者やNGOから意見や注文がつぎつぎ出され、市の担当者は「できるかぎり反映させる方向で検討する」と繰り返すのに終始。国はどう考えるのか、とフロアにいた環境省ラムサール条約担当課長まで担ぎ出され、「今後も意見交換を継続する」ことを議長が確認して、ようやく幕となった。

その討論のありさまを、行政とNGOの「対立」と報道した一部マスコミもあったが、私はそうは考えていなかった。新潟市ばかりか全国の自治体やNGO、市民300人衆人環視のなかで、率直に意見をいう新潟市民と、「意見がでるのは、市民の関心がある証拠。ありがたい」と前向きに受け止める行政との関係は、いまでいう官民のパートナーシップ、協働の先取りと私の目には映った。これだけ自由に意見を闘わせる社会文化的土壌があれば、佐潟のワイズユースは心配ないだろう、と感じたのだ。

13年が経過し、佐潟は、期待を裏切らなかった。それどころか、佐潟の住民参加型管理は、全国で37にふえたラムサール条約登録湿地の、いまま先頭を切っ

て走っていると思う。たとえば、地元住民、漁業者、農業者など多様なステークホルダーの参加のもとに、5年間かけて佐潟周辺自然環境保全計画をつくりあげたこと、一度は途絶えていた地域住民による湿地管理「潟普請」の伝統を、現代に適ったスタイルで蘇らせたこと、越後平野に点在する湖沼のネットワークづくりを、共同水鳥調査などを通じて率先したこと、そして、湿地保全の未来を担う子どもたちを対象にした「KODOMO ラムサール」活動のホスト役を、3年間に2度までも引き受けて成功させてくれたことなどは、条約の求める「ワイズユース」の世界モデルといっても言いすぎではない。地元の人々の正しい関心、理解、参加がなければ、達成できなかった成果だろう。

ラムサール条約は、2005年のCOP9(ウガンダ)で、湿地のワイズユースを「持続可能な開発の趣旨に沿って、生態系アプローチの実施を通じて、その生態学的特徴を維持すること」(決議IX.1)と再定義した。生態学的特徴の維持が最高目標とされ、それまでの「生態系の自然特性を変化させないような方法で、人間のために湿地を持続的に利用すること」(勧告IV.10)と、どちらかというと「利用」に力点がおかれた旧定義にくらべ、いちだんとハードルが高くなった。ラムサール条約は、禁止項目や罰則のないゆるやかな条約といわれるが、めざしている理想は高いのである。

それぞれの湿地にはそれぞれのワイズユースの形がある。人々の健康で豊かな生活を実現しながら、佐潟の生態学的特徴を維持するにはどうしたらいいか。それを考え、創り出すのは地域住民の役割だ。佐潟のワイズユースが今後どう実現され、発展していくのか、世界が注目している。そして、こうした佐潟の成果を、依然として劣化、消失がつづく、とりわけアジアの湿地への先進事例として積極的に情報発信し、国際貢献へとつなげてほしいものだ。

ラムサールセンター事務局長 中村 玲子

■ラムサール特集

report

ラムサール条約登録湿地認定後にあるもの **03** 白鳥に愛される瓢湖

1. はじめに

2008年10月30日、瓢湖がラムサール条約登録湿地に認定された。過去3回見送られ、この度ようやく多年の念願が成就した。これを機会に国際的にも認知された瓢湖と今後、どのように対処していくのか。給餌を中心に考察してみたい。



3万羽以上の水鳥が越冬する瓢湖

2. 瓢湖の白鳥保護の歴史

瓢湖は1954年（昭和29）年2月5日、故吉川重三郎氏が日本で最初の白鳥の餌付けに成功。その3月に瓢湖は国天然記念物「水原の白鳥渡来地」に指定された。白鳥の保護活動は重三郎氏で始められ、長男・繁男氏で発展する。生みの親と育ての親、吉川父子の功績は白鳥保護と瓢湖の発展を語る上で欠かせない。

また、吉川父子の白鳥保護活動と瓢湖の環境整備は、大勢の人たちの支援・協力と国県町の援助で支えられ現在に至った。

3. 瓢湖の白鳥保護の特徴

瓢湖の白鳥保護の特徴は、「給餌活動」から始まったことである。警戒心の強い野生の白鳥に餌付けした。“決まった人が、決められた時間に、決められた量の給餌をする”という管理された給餌活動は文化庁や日本野鳥の会などから評価され、市民の理解が得られて、瓢湖の看板になった。

4. 餌付けへの誤解

瓢湖の一番多い誤解は、瓢湖の白鳥やカモ類はみんな給餌によって生きていていると思われることだ。ほとんどの白鳥やカモ類は周辺の水田や川へ行き、採餌しているのが実態である。白鳥は夜明けから夕方まで、カモ類は夕方から夜明けまで、家族やグループで餌取りに行く。日中、瓢湖に白鳥が少ないのは、餌採りに出ているからだ。

5. 「餌付け」と「給餌」の違いについて

餌付けと給餌が混同される場合が多い。

餌付け＝給餌により鳥獣を飼い飼い馴らす馴らし、習性を変えること。給餌＝餌を与え食べさせること。採餌＝自分で餌を採って食べること。

瓢湖では“吉川重三郎親子が、給餌により遠くにいる白鳥を呼び寄せること”を餌付け、と言った。

6. なぜ、瓢湖にたくさんの白鳥が来るのか

瓢湖は、周囲約1km。1辺約250mで正方形に近い人造湖である。市街地にあり住宅や県道に隣接した水辺環境は、ラムサール条約登録地の中でも珍しい。

この狭い湖に、毎年5～6千羽の白鳥と2～3万羽のカモ類が越冬する。なぜ、瓢湖に沢山の白鳥が来るのか？餌をやるから鳥が飛来する訳でない。

白鳥が瓢湖を好む理由として、次の要素が上げられる。

1) 安全な時（ねぐら、休息場）である

2) 周辺に豊富な餌場がある

3) 環境の整備

瓢湖の環境整備は1960年代から着手。遊歩道、駐車場、トイレ、家庭排水路等を整備。瓢湖の周りを囲む形で水田を購入し、水面を約2倍に拡張した。法的には、禁猟区、環境省鳥獣特別保護区、国・県の天然記念物、都市公園法公園、県立自然公園等があり、新たにラムサール条約が加わった。

■ラムサール特集

法律ではないが、東アジアガン・カモ類重要生息地ネットワークに加盟している。

4) 市民あげての白鳥保護活動

市では、狭い湖面で白鳥の飛び立ちや着水に必要な水面確保にハスを刈る。白鳥が飛来すると外部の脅威から白鳥を守るため周囲を通行止めにする。釣りを禁止し白鳥が落ちていて休める配慮をしている。市民は散歩や運動を控え白鳥を受け入れる。米の収穫期にはシイナ(未成熟のもみ米)や青菜等の餌を届けてくれる。製パン会社は年間を通じ、パンの耳を提供してくれる。白鳥保護には市民全体の合意があり協力的である。

瓢湖の白鳥を守る会や水原小学校白鳥パトロール隊などの市民団体・児童生徒による保護活動は、自然愛護思想普及を促し、市の白鳥保護・瓢湖の環境保護のバックボーンになっている。

5) 傷病白鳥の救護

傷病白鳥や水路に落ちた白鳥の救助や保護活動を休日平日・昼夜を問わず行なっている。手に負えないケガや他の野鳥を、県愛鳥センターに搬送する。愛鳥センターで保護した白鳥の受け入れを永年続けている。

6) 白鳥・カモ類の被害補償

瓢湖周辺の田畑の白鳥やカモによる稲苗倒伏や食害に、農家に市が損害保障をしている。隣接水田の害虫防衛にも対応。

7) 調査・研究・学習の場

瓢湖は、白鳥やカモの標識調査や小中学生の環境学習の場、写真撮影、自然観察、野鳥観察の場として活用されている。

吉川父子の保護活動は、市内小学校の副読本として教材になっている。

7. 給餌のメリット

給餌が即、自然保護ではないが、自然に親しむきっかけになり、愛鳥思想啓発に一役担っている側面がある。

人を恐れず足元にまで近寄る白鳥やカモ類。人と鳥の現況が、瓢湖の人と自然の信頼関係である。この場面は瓢湖の最大の特徴でシンボルとなって

いる。

一日3回の給餌は、訪れる観光客のために行われている。観光化との批判もあるが、自然保護と観光の両立で、市内や周辺観光地に貢献している。給餌の白鳥やカモ類への影響

餌付けは、鳥の野生を損なうとの意見もあるが、瓢湖ではまったくそんな心配は無い。過去の50数年間で、給餌による大量死や伝染病の事例は無い。

瓢湖で越冬した白鳥やカモ類は、春になれば傷病白鳥を除き、みんな帰北する。初夏は鳥の繁殖時期である。子育てや換羽には、周りに天敵がいなくて、餌がある環境が重要な条件である。



水鳥とのふれあいを求める人々で賑わう瓢湖

鳥インフルエンザのウェルスは「強毒の高病原性」型で、野生の水鳥が普通に持っている「低病原性」型とは違う。鳥インフルエンザは、直接人間に感染はしない。しかし、風評で瓢湖の見学を中止する保育園があり、08年12月に湖畔に防鳥ネットを設置。カモが遊歩道に上がるのを防いだ。水鳥とのふれあう場面は瓢湖の看板であるが、風評被害を防ぐことで大きな効果があった。

8. おわりに ... 今後の課題

市で行う瓢湖の給餌は市民の合意が得られている。一般観光客の給餌は、市や観光協会の管理ができないのなら禁止したほうがよい。環境整備にもふれたいが、紙面の都合で省略する。

瓢湖の白鳥を守る会 事務局長 佐藤 巖

■ラムサール特集

report

04

佐潟の保全と賢明な利用：地元参加型の湿地管理

砂丘列間の窪地にできた国内最大の「砂丘湖」で、外部から流入する河川はなく、水源は周辺砂丘に降る雨が地下水として湧出し、涵養している。湿地面積は76haでこのうち水域は43.6haである。

1970年代までは、下流域水田への灌漑用のため池として利用しており、蓮根・菱の採取や潟内でも稲作が行われるなど、地域住民の生活にとって欠かせない財産であった。



参考にしたかつての住民による潟普請
住民・子ども主体の現代版・潟普請

夏場には地域をあげて湖底に溜まった枯死植物やヘドロの清掃活動＝伝統的「潟普請」が行われてきた。また、春にはヘドロを岸辺の潟田（佐潟の岸辺全体）に入れて有機肥料として利用する循環型農業が営まれていた。この浚渫による生態系の攪拌と、稲刈りという形で栄養分を潟外排出するという保全活動につながっており、ラムサール条約でいう「湿地の保全とワイズユース」そのものであった。

そしてそれを支えていたのが、長い年月にわたって地域の人々の間で定着していた、「潟普請」の文化と技術だった。

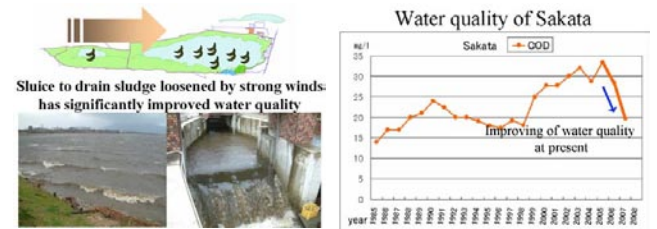
しかし1960年代高度成長期からの農業、社会環境の変化から、佐潟は生活の場として、地域住民との関わりが薄れ、結果的に保全活動がなくなった。1983年佐潟を公園化する計画もあり、岸辺の水田は管理されなくなり、そこにヨシが繁茂した。

1996年ラムサール条約に登録するにあたりシンポジウムが開催され、多くの意見を集めた佐潟公園整備事業は、都市型公園から自然生態観察型公園として当初計画を変更することになっ

た。また、新潟市では2006年に改訂版「佐潟周辺自然環境保全計画」を策定し、地域住民や学識経験者、NGOが参加する協議会で、積極的に進行管理している。

また、地域住民は行政だけに任せずに多くの子どもたちと共に現代版「潟普請」を復活させ、市民、NGO、行政の協力を得て毎年実施している。

具体的には「ゴミ収集活動」「歩道付近の藪整備」のほか歴史を下敷きにした「ドロ上げ活動」、栄養分を潟外に出す「ヨシの刈り出し」が実施されている。これらの保全施策により、水質データは改善に向い、佐潟公園はゴミの少ない環境になった。そして、「潟普請」などのときに、子どもから年寄りまでの地域の人々が、佐潟でとれた蓮根や魚を使って料理し皆で食べる地域のお祭りを行い、地域が元気になっている。



古老の知恵から「強風時のヘドロ排出」保全策
近年の水質（COD）の変化とここ数年下降傾向

つまり、伝統的な潟普請の文化と技術が今日において再生され、新たな湿地の文化と技術が生み出され、それが佐潟の保全・再生、ワイズユースを促進し、「健康な人々・地域・湿地」を育てているのである。

今後は、ラムサール条約の三本柱の一つであるCEPAを佐潟水鳥・湿地センターを拠点に進め、地域住民、NGO、行政の協働のもと保全とワイズユースの活性化することが望まれる。

（本文は、韓国での2008年ラムサール条約COP10・サイドイベント「湿地の文化的価値／アジアを中心として」にて発表。その要旨を一部修正、図を差込みしたものです。）

佐潟水鳥・湿地センター 佐藤 安男

宮中ダム取水停止処分と信濃川中流域水環境改善検討協議会

東日本旅客鉄道株式会社（以下 JR）が宮中ダムからの発電用取水で、取水データプログラムを改ざんして、02年から7年間で3.1億 m³ も不正に取水し、さらに違法な構造物を250件以上も設置していた問題で、北陸地方整備局は2月13日、JRに対して水利権の取り消しを通告した。

JRは今後、違法構造物を撤去・原形復旧した上で、地元市町村など関係機関の了承を得て、改めて水利権の取得手続きを行うことになる。

実際に取水が止まり、発電所が停止するのは3月10日からで、停止期間は原形復旧作業、関係機関協議などで1年間を超えるものと見られている。

減水区間に生活する流域住民の「水返せ」の声に背を向けながら、傍若無人に違法行為を繰り返していたJRに対して、このような鉄槌を下したのは至極当然であるが、300m³/S以上もの取水を中止させたのは、前例を見ない処置である。

このような処分の背景には、河川管理者が不正を許さない断固とした姿勢があったことは論を待たないが、「水返せ」の声に耳を貸そうとしない裏で、姑息な手段で水を掠め取っていたJRに対する十日町市を中心とした、流域住民の激しい怒りを反映したものであることを忘れてはならない。

3月8日には、十日町市、同市議会、農協、商工会議所、土地改良区、漁協、青年会議所、信濃川をよみがえらせる会が主催した、不正取水抗議集会在開かれ、1,100人が参加し、会場へ入りきれない参加者が通路やホールに溢れた。

一方、2月23日には「信濃川中流域水環境検討協議会」が開かれ、事務局（国土交通省）から、宮中ダム40m³/S、西大滝ダム20m³/Sの放流提案があった。多くの委員から「少なすぎる」との批判があり、採択は次回に持ち越されたが、3月23日の協議会では「この流量をもって減水が生じる前の豊かな環境を再現することはできない」とした上で、放流量は「40m³/S以上」「20m³/S以上」を基本として関係者の今後の協議にゆだねることになった。

信濃川河川事務所（事務局）のHPから、宮中ダ

ム放流量の主な提案理由や説明資料を要約すると下記ようになる。

- ・水温28℃は、アユ、ニジマスの「生息制限条件」温度である。
- ・水温28℃を確保するためには40m³/sの放流が必要である。
- ・水深30cmは、サケの遡上に必要で、夏季に瀬切れが生じない深さである。
- ・流速60cm/Sは、早瀬の産卵適合流速である。
- ・市民へのアンケート調査では「望ましい流量」は40～70m³/Sだった。
- ・冷水性魚種（アユ、ヤマメ、カジカ）の多くは水温26℃以下で確認された。
- ・アユの最適生息水温は20～25℃で、25～28℃でも生息可能である。
- ・カジカの最適生息水温は18～20℃で、20～26℃でも生息可能である。
- ・オイカワ、ウグイ、ニゴイは水温が30℃を超えても生息できる。

アユやニジマスの「生息制限条件」温度というのは、産卵適合水温ではなく、死滅しない程度の水温と解釈するのが妥当だと思われるので、水温28℃で繁殖可能な種はオイカワ、ウグイ、ニゴイなどの種に限られる。

「アユ、ヤマメ、カジカの多くは水温26℃以下で確認された」といいながら、なぜ設定水温を28℃としたのかの説明が無い。十日町付近の減水区間には、アユカケ、ヤマメ、イワナ、アユ、カジカ、スナヤツメ、シマドジョウなどの冷水性魚が、かつて数多く生息し多くは漁労の対象とされていた。

この水温28℃、40m³/Sの放流提案には、本水域を代表する冷水性魚類や、底性魚類の保全や増殖に対する配慮が認められず、このような数値を「学術的数値」とも呼べない。

流域住民が望むのは「より多くの放流量」ではなく、失われた川の自然を回復することである。

副代表 石月 升

自然と共生することの意味—映画「阿賀に生きる」から学んだこと—

富士川支川釜無川(山梨県中央市)のほとりで、この2月7～8日に「釜無川フォーラム」というイベントがあり、映画「阿賀に生きる」(佐藤真監督・1992年完成)が上映された。この映画の製作委員会代表であった私に映画の解説と川に関する講演が依頼された。私はこの映画を少なくとも100回以上見ているが、今回の上映は久しぶりであり、改めて見て、この映画は、20年も前に製作されたものであるが、20世紀を反省し、21世紀の生き抜く方向を指し示していると痛感したので、そのことを述べたい。丁度、今、新潟水俣病に関して、差別・偏見を無くそうということを目標に、新潟県による阿賀野川フィー



重い杵を軽々とふるう82歳の加藤作二(撮影:旗野秀人)

ルドミュージアム事業や新潟市による新潟水俣病市民講座などが進められており、それを進める上での基本の考え方の一つなれば幸いであると考えている。

「阿賀に生きる」の主役的存在として登場する老人達は、撮影当時おおむね80歳前後であり、田仕事や川漁、山仕事などいわば「百姓」をしながら、長く自然と共生してきた人々であった。彼らは、確かに水俣病に侵され、末端神経などが無感覚であり、身体も思うように動かないのであるが、いざ、田仕事や舟作り、餅つきに向かうと、それを成し遂げる強靱な肉体を有していた。私は映画製作の代表を引き受けたものの、この映画が成功するかどうか不安な日々を送っ

ていたが、加藤作二が20臼も餅をつくシーンのラッシュを見て(写真参照)、この映画は必ず成功するという確信を得たのであった。また、彼らは自分達の命が、循環する自然の中で、他の命をもらって生かされていることを強く認識しており、人間は根源的に「うしろめたい存在」であることを自覚していたのである。その思考と立ち振る舞いは、いわば野にいる哲学者であった。そして、さらに大事なことは、われわれの人生が仲間とともにあり、助け、助けられることで、持続的な「無事な暮らし」が支えられ、楽しく生きがいのあるものになっていることが描かれていたことである。それは、餅屋の加藤作二と舟作りの遠藤武が、映画の最後の方で、旧知の仲であることが示され、「酒、美味かった。仲間いて美味かった」というセリフに象徴されている。

要は、「自然と共生する」ことによって、人の“からだ”と“こころ”が強靱に鍛えられ、かつ、人々が仲間として助け合いながら「無事な暮らし」を持続してきたことを、この映画は教えてくれているのである。

ところで、今のわれわれの生活は、分業社会の中で、自然から切り離され、輸入に頼った飽食の海に肉体は衰え、市場経済の中でお金だけを頼りに、孤独な生活を強いられ、生きる哲学を失い、精神は萎え衰えているといわざるを得ない。近代文明は、確かにわれわれの生活を便利にし、効率よく「生命を永らえる」ことを可能にした。しかし、自然と深く共生していたがゆえに、川魚を食するという連鎖の中で新潟水俣病にならざるを得なかった人々に代表されるように、縄文時代から12000年以上にわたって続いてきた持続的な「無事な暮らし」が近代文明によって引き裂かれたのである。そして、水俣病患者はなんら罪がないのに、差別・偏見の中に、互いに助け合い生きていくという生きがいある人生を失い、いまだに根本的な救済がないという地獄におとしまられているのである。

■水辺レポート

report 06
自然と共生することの意味

—映画「阿賀に生きる」から学んだこと—

近代文明は、国家の中央集権的繁栄に第一優先順位がおかれ、地方における無事な暮らしや弱い人々を切り捨ててきたといわざるをえない。それは、足尾鉍毒事件や中国残留孤児などを見ればわかる。また、国土開発においても、例えば阿賀野川の水力発電は尾瀬沼に至るまで開発され尽くしているのであるが、その阿賀野川沿いに走る磐越西線は電化されていないのである。これは信濃川沿いの飯山線も同じで、JR 信濃川発電所が首都圏の電車を動かしているのに、電化されていないのである。

さらに、最近の不況の中での出来事で見れば、トヨタやキヤノンなど日本を代表する大手製造業 16 社は、内部留保金がなんと 33 兆 6000 億円もあるのに、4 万人の人員削減を行なったのである(新潟日報 2008 年 12 月 24 日 1 面記事)。仮に、4 万人に年間一人当たり 500 万円の給料を払うとして、年間総額 2000 億円必要であるが、その内部留保金を当てればなんと 168 年間も支給し続けられるのである。何ゆえ、困難な時代を皆で互いに助け合って生きていこうとしないのか?ここに近代文明、換言すれば市場経済を主眼とした資本主義に限界があると考えざるを得ない。

20 世紀は、個人を尊重した民主主義を中心とした近代文明の時代であり、それが人類を救うと考えられてきた。しかし、市場経済の中ですべてを金に換算し、自然環境を収奪しつくし、弱い者は切り捨て、多くの人々を孤独の中に押し込め、生きがいを消失させている。21 世紀は、再度、自然と共生することで、“からだ”と“こころ”を鍛え直し、相互扶助の世界を再構築することが求められていると考える。それは、自然と共生する古くからの知恵と、近代的な新しい科学技術をうまく融合させれば、50 年後には人口が 8000 万人代になると予想される日本の中で、不可能でないと考えている。

会長 大熊 孝

report 07
**日本海政令市にいがた
「水と土の芸術祭」のお知らせ**

7 月 18 日(土)～12 月 27 日(日)

日本海政令市にいがた「水と土の芸術祭」

「水」の記憶をたどり、「土」の匂いを感じる。

自然に育まれた都市・新潟が展開する、新しい芸術祭。

会場：新潟市全域 726km²

料金：一般 2,500 円(前売 2,000 円)学生、65 歳以上 2,000 円(前売 1,500 円)小中高校生 800 円(前売 500 円)ただし、新潟県内の小中学生は無料(後日、パスポートの引換え券か現物をお届けします)

コンビニ等で発売中

問合せ：水と土の芸術祭実行委員会

<http://www.mizu-tsuchi.jp>

歴史と先人たちに敬意を表し、この地に生まれた「水と土の文化」をアートを通じて体感する。それが、「日本海政令市にいがた 水と土の芸術祭 2009」です。

信濃川と阿賀野川の二つの大河は、ここに大量の水と土を運び、人は長い格闘の末に、現在の新潟という都市を築き上げました。新潟市は水と土によって生まれ、猛烈に闘い、そして共に生きて来た歴史を持っています。

新潟市内外、国内外のアーティストがさまざまな地点に作品を設置するほか、市民が地域に眠っていた水と土にまつわる宝物を発掘し展示しながら、水の記憶、土の匂いを呼び起こしていきます。新潟市民にとっては懐かしく、また再確認の時間となり、ほかの地域から訪れた人たちにとっては新たな発見の場となるでしょう。川や潟、豪農、川湊、豪商・柳都・湊町文化など、新潟ならではの「水と土の文化」を全市にわたり展開します。

文責 編集部

水辺シンポジウム`08「鮭の信濃川・千曲川シンポジウム」開催される

2008年11月29日(土)ホテルディアモント新潟にて「水枯れの大河・信濃川にサケの道を拓く」と題して「鮭の信濃川・千曲川シンポジウム」を開催した。

サケの稚魚市民環境放流や河川の流量・水温調査、魚道調査など3年間の活動報告と各分野から



意見を頂き、今後の活動の方向性を探った。

プログラムは大熊会長出演のUX新潟テレビ21制作「信濃川・千曲川の源流を訪ねて」(2008年3月20日放映)の上映会からスタート。「鮭の一生」と題した清水勝氏(独立行政法人水産総合研究センター 日本海水産研究所調査普及課長)の基調講演では、シロサケ(一般的にサケと呼ばれている)の親サケ捕獲～ふ化～放流～回遊までの話は興味深く、世界規模で移動するサケの放流総量は今後、関係各国の調整が必要であるとの事であった。また、ウロコの年輪で歳がわかる話や捨てる所が無いと言われていたサケ料理の紹介は今後、会のサケ商品化のヒントになった。

パネルディスカッションでは大熊会長から信濃川・千曲川沿いの市町村へお願いしているサケ基金の協力状況の報告、石月副代表からはJR東日本の宮中ダム不正取水を含めた信濃川の現状とサケの歴史、地球環境基金やサケ環境放流資金を元に調査・活動している3年間の実績報告が行われた。サケが遡上するためには、3～5年間では無く、30～50年という長い時間と多くの人々の力が必要であると話した。

NPO法人長野県水辺環境保全研究会・事務局長の長田健さんからは長野市が以前サケ稚魚放流を行っていたがサケが戻ってこないためやめた事、犀川のダムに魚道がない事(戦前はあった所も現在は無くなっている)により遡上が難しい事が報告された。

中魚沼漁協組合長・信濃川をよみがえらせる会・副会長の長谷川克一さんからは十日町市・企業・市民が参加している会の活動報告、特にJRや国土交通省への水を取り戻す為の活動が報告された。また、漁協として現在、十数万匹提供しているが、毎年遡上が確認されたのは数尾との報告があった。

生物多様性保全ネットワーク新潟・事務局長の井上信夫さんからは人工ふ化の問題点、サケ放流の水産上の意義、神の魚と言われたサケから見た信濃川、ブラックバスやカワウ被害など現在の生物多様性の危機が報告された。

水辺の会世話人・料理人の星島卓美さんからは県内のサケ製品の加工数、残ったサケは肥料にされたり捨てられたりしている現状が報告され、それらを利用するため、サケのつみれ汁やつみれサラダなど実際に作ってみて、好評だった事が報告された。

水辺の会・世話人の加藤功さんからは県内52河川で19万匹サケが捕れ、内8万8千匹が廃棄されているが、能生海洋高校「すもうくんサーモン」や鮭醤油などのサケ製品が紹介され、水辺の会の稚魚放流オーナーサポーター制度が提案された。

新潟市長篠田昭さんからは日本がサケを18億尾放流しているなどの水産事業を初めて知った事、昭和橋からサケ漁が見られる事など市民に川への関心を向けてゆきたいなどの発言があった。

最後に井上さんからは市民とプロと一緒にやっていく事が重要であることが提案された。清水さんからは、生産組合への国や県の補助金も少なくなって来ており、ふ化場も減っていることが指摘され、サケを商品として価値付けすることによる生産組合の経済的自立が提案された。

世話人 森本 利

新潟水辺イベント情報 新潟水辺の会 & 関連団体ほか

5月16日(土)

棚田の楽校 2009 年度開校記念フォーラム「ひとつぶのしずくがつなぐ 山と海」

時間:10:30～16:30

会場:新潟市総合福祉会館

参加費:1,300円(牡蠣づくし昼食付き)

定員:100名(申込先着順)

内容:基調講演「森は海の恋人活動について」 畠山重篤、「棚田と森の物語」(仮題) 中島峰広、ミニ講演、「牡蠣づくしの食育ワークショップ、ディスカッション & 団体活動報告

問合せ:officeAI 025-233-6236

6月7日(日)

「身近な水環境の全国一斉調査」

時間:午前中

会場:5班に分かれて新潟市周辺の河川の水質を調査。

内容:CODのパックテストによる水質調査と、クリーンメジャーに透視度計測定

問合せ:加藤 功 TEL 025-230-3910

6月20(土)、21日(日)

阿賀野川哲学塾

時間:20日 13:30～17:00 19:00～夕食後徹底討論

21日 9:00～12:00 環境と人間ふれあい館見学 & 徹底討論

会場:環境と人間のふれあい館(福島潟)

内容:内山節(哲学者)、鬼頭秀一(環境倫理学・東大教授)、関礼子(環境社会学・立教大学教授)、大熊孝(河川工学)による問題提起を受けて、新潟水俣病を哲学する。

問合せ:環境と人間のふれあい館-新潟水俣病資料館- 電話 025-387-1450

メール:ngt040252@pref.niigata.lg.jp

7月11日(土)

新潟水辺の会 通常総会 & 懇親会

時間:総会 15:00～、懇親会 16:30～

会場:ロイヤル日本海

新潟市中央区東大通 1-1-7 来々軒ビル 5階

TEL 025-241-7615

内容:総会、懇親会(会費)4,000円程度飲み放題

問合せ:加藤 TEL 025-230-3910

7月26日(日)

第3回ビーチライフ IN 新潟

時間:9:00～16:00

会場:日和浜海岸(舟栄中学校裏)

内容:ビーチヨガ、ビーサン跳ばし大会、ビーチフラッグ大会、ビーチステップ体操リラクソヨガ

8月11日(火)12日(水)

第14回水シンポジウム

メインテーマ:水の恵み 川との営み 新潟の魅力～水の都 にいがたからの発信～

11日 9:30～17:00

12日 現地見学会

会場:朱鷺メッセ スノーホール

内容:シンポジウム、企画展示

問合せ:新潟県河川管理課 025-280-5412

9月6日(日)

新潟市環境フェア

会場:万代シテイ通り

9月12日(土)

つくり市民会議

会場:新潟市立沼垂小学校

編集後記: 先日の世話人会で「最近、会員が気軽に参加出来るイベントが少ないのでは」という話が出ました。佐潟ハス採り大会や信濃川やすらぎ堤での花見など気軽に楽しめるイベントをやっていましたが、最近の水辺シンポジウム、サケ稚魚放流や長野水辺の会との研修会などちょっと重たいイベントが多いような気がします。今年は佐潟ハス採り大会などもやってみたいと思います。会員の皆さんもこんな所を見てみたいなどの意見が有りましたらメール等でお知らせ下さるか、世話人会にご参加下さい。毎月第四水曜日の午後7時より新潟市関屋地区公民館でやっています。

編集人:森本 利

●事務局からのお願い

インターネットメールで随時会員の皆さんに情報をお届けしています。メールアドレスを新しく持った方、アドレスを変更された方は事務局までお知らせください。

●発行: 特定非営利活動法人 新潟水辺の会

●事務局

〒950-2264

新潟市西区みずき野 4-7-15 大熊 方

Phone 025-264-3191 Fax 025-264-3260

ホームページ

<http://www17.plala.or.jp/mizubenokai/>

メール mizubenokai@plum.plala.or.jp

●会員数 個人会員 209名、法人会員 11団体
(2009年4月30日現在)